

4月からスタート 後期高齢者医療制度

医療費が増大していくなか、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすく、将来にわたって安心して医療保険を利用できる制度が必要となりました。そこで、75歳以上の方を対象として、心身の特性や生活実態などを踏まえ、高齢者にふさわしい医療を受けることができ「後期高齢者医療制度」が創設され、4月から運営が始まります。

運営主体は、山梨県後期高齢者医療広域連合で、保険料の決定や医療費の給付などを行います。申請手続きや保険料の徴収などの窓口業務は都留市役所で行います。

保険料の計算方法

一人当たりの保険料
賦課限度額50万円



||

均等割額
38,710円

+

所得割額
(所得 - 33万円) × 7.28%

保険料について

保険料は、おおむね2年間の医療費がまかなえるように、山梨県後期高齢者広域連合が定めます。

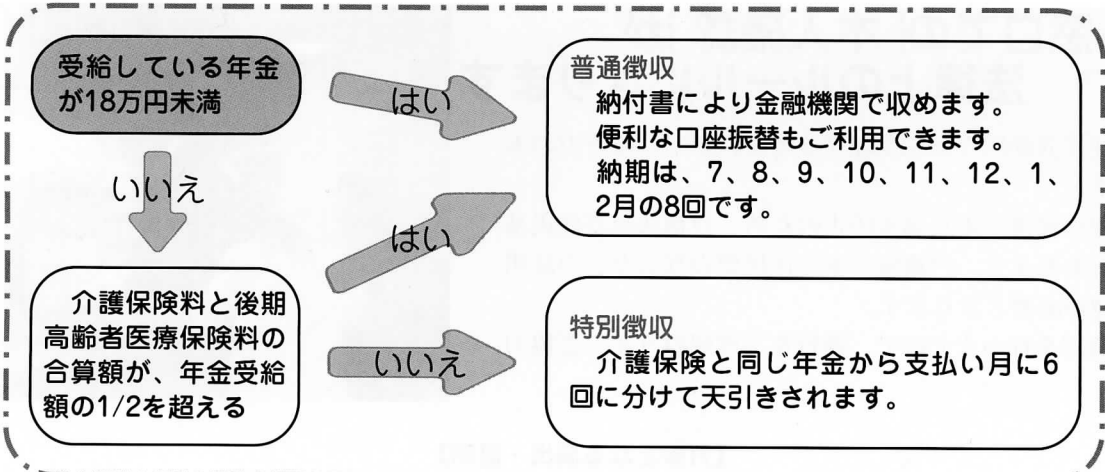
保険料の計算方法は、均等割額と前年度の所得による所得割額を合計した額となります。所得割額の計算で使われる保険料率は2年ごとに見直され、県内は統一の保険料率になります。

保険料の納付方法について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに、保険料を納めていただくこととなります。

保険料の納め方は、受給している年金の額によって、年金から天引きされ

問合先
市民生活課 年金・医療担当
山梨県後期高齢者医療広域連合
055(236)5671



保険料に関する通知を送付します

- 特別徴収の方 4月上旬に送付します。
 - 仮徴収額決定通知書
 - 保険料の決定をお知らせする通知・・・広域連合
 - 特別徴収開始通知書
 - 特別徴収の開始をお知らせする通知・・・都留市役所
- 普通徴収の方 7月に送付します。
 - 保険料額決定通知書
 - 保険料の決定をお知らせする通知・・・広域連合
 - 保険料納入通知書
 - 保険料の納付をお願いする通知・・・都留市役所

保険料を滞納したとき

特別な理由もなく、納付書などで納める普通徴収の2通りに分かれます。天引きされる年金は介護保険料と同じ年金になります。

特別な理由もなく保険料を滞納した場合は、通常の保険証より有効期間の短い短期被保険者証が交付されます。また、滞納が1年以上続いた場合には、被保険者証の代わりに資格証明書が交付されます。資格証明書で病院にかかるときには、医療費が全額自己負担となります。